

広島県警察公安捜査隊の組織及び運用に関する要綱の一部改正について

令和4年3月8日
警察本部長 から
各部長・参事官 あて
各所属長

この通達は、警備実施に関連する犯罪の捜査を適切に推進するため、広島県警察公安捜査隊の組織及び運用について示したものである。